

「検友会」運営方法/会員資格改定についての今回提案

現行の規則は、昭和57年「第1回検友会」総会にて制定、平成13年「第20回検友会」総会にて運営方法が改定され運用して来ました。前回（第23回）、山手部門や圧延機部門の合併会社化、原子力部門の再編成により、会員資格について見直しが必要となり、出席者にアンケートをお願いしました。その結果は「幹事提案の改定でよい。」が絶対多数（26票中25票）でしたが、「少々資格要件をフレキシブルにした方がよい。」とのコメントも載りました。そこで今回の幹事会において検討し、フレキシブルさを加えて、今回提案とさせて載せました。

本案にてご審議・ご承諾を載せたいと思います。

記

	現 行	改定（前回案）：アンダーライン部分
1. 会員資格	1. 日立工場検査部（品質保証部）に5年以上在籍し、日立工場を離れるときに、課長又は主任技師以上であった者で、開催日に60歳を超えている者。（満61歳以上） ただし、旧「厚生年金受給制度」による受給対象者となる者（昭和16年4月1日以前の誕生者）とする。 2. 新「厚生年金受給制度」による受給対象者であって、前項の「ただし書き」を除く事項に該当する者は、本人の希望により会員となれる。	1. 日立工場検査部（ <u>日立事業所品質保証部門</u> ）に5年以上在籍し、 <u>日立グループ</u> を離れるときに、 <u>課長職以上</u> であった者で、開催日に満60歳を超えている者。（満61歳以上） <u>ただし、課長職以上で他部門から品質保証部門に転入した者は有資格者とする。</u>
		2. <u>前項に該当する者は会員の推薦、及び本人の希望により会員となれる。</u> 改定（今回案）：アンダーライン部分 1. 日立工場検査部（日立事業所品質保証部門）に5年以上在籍し、日立グループを離れるときに、課長職以上であった者で、 <u>満60歳に到達した者。</u> <u>ただし在籍5年未満であっても、課長職以上で他部門から品質保証部門に転入した者は有資格者とする。</u> 2. <u>前項に準ずる者として、会員の推薦があり幹事会が認めた者。</u>